

令和6年5月1日

労務管理者・安全管理者・衛生管理者へもご回覧ください！！

事業主各位

事業主	労務管理者	安全管理者	衛生管理者

一般社団法人酒田労働基準協会  
会長 前田直之

## 『足場の組立て等の業務に係る特別教育』のご案内

足場を使用する作業は、プラントメンテナンス、塗装工事、電気工事、設備の据付け、建設工事、イベント会場の設営などさまざまですが、足場を含めた高所からの墜落・転落災害は依然として後を絶たず、死亡災害においてはもっとも多い事故の型となっています。

このことから、労働安全衛生規則の改正が行われ、平成27年7月1日から「足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務（地上又は堅固な床上における補助作業の業務を除く。）」に従事する労働者に対し、事業者は安全衛生のための特別教育を行うことが、法令で義務づけられました。

貴事業場に該当者がおりましたら、この機会に法令違反とならないよう、是非受講いただきますようご案内申し上げます。

### 記

1. 日 時：令和6年7月9日(火) 9時30分～16時50分
2. 会 場：酒田市総合文化センター 4F (酒田中央西町2-59 TEL0234-24-2992)
3. 講習内容：

(1) 足場及び作業の方法に関する知識	3時間
(2) 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	0.5時間
(3) 労働災害の防止に関する知識	1.5時間
(4) 関係法令	1時間
4. 申込期限：7月2日(火) 期限前でも定員になり次第締切ります。  
参加者が極めて少ない場合には、中止することがあります。その際には、ご連絡いたします。
5. 受講料：基準協会会員 10,450円/名 (内訳：受講料9,500円、消費税10% 950円)  
基準協会会員外 14,850円/名 (内訳：受講料13,500円、消費税10%1,350円)  
※ テキスト代は含まれます。昼食代は含まれておりません。
6. 注意事項：申込みいただく前に、当協会ホームページ「新型コロナウイルス感染症に関して、当協会が開催する講習会等の対策について～」をお読みください。
7. その他：遅刻、途中退席等をされたときは、修了証を交付できませんのでご注意ください。

## 申込要項

1. 受講申請：下記申込書に必要事項を記入し、FAXにて送信してください。

(FAX番号 0234-22-1316)

銀行振込の場合、荘内銀行酒田中央支店普通預金（口座番号 136413）

（シャ） サカタロウドウキジュンキョウカイ  
一般社団法人酒田労働基準協会

※振込手数料は、貴社にてご負担願います。

また、銀行振込の受領書をもって領収証に代えさせていただきます。

インボイス制度の対応には銀行振り込みの受領書の他、本申込書の添付・保管が必要になります。

2. 申込先：一般社団法人 酒田労働基準協会

適格請求書発行事業者登録番号 T9-3900-0500-7968

〒998-0043 酒田市本町 1-2-52 TEL 0234-22-1311 FAX 0234-22-1316

3. 注意事項：※受講の取り消しは、講習初日から3営業日前迄とし、以後の取り消しには受講料の返金はいたしません。また、受講当日の欠席や遅刻による受講キャンセルも、返金の対象とはなりませんのでご注意ください。

※受講料の納付がなければ受講申込受付が完了いたしませんので、早めに納付手続をお願いいたします。

※受講取消しに伴う受講料返金の場合、振込手数料は貴社にてご負担願います。

## 『足場の組立て等の業務に係る特別教育』受講申込書

事業場名			
所在地	〒 TEL ( )		
連絡担当者	所属部課	氏名	
受講者	氏名(フリガナ)	生年月日	現住所
		S・H 年 月 日生	
		S・H 年 月 日生	
		S・H 年 月 日生	

◇ 上記の通り 名分 計 円 内消費税 円

◇ 払込方法は、下記のいずれかに✓を記入してください。

現金を協会に持参

月 日に銀行口座に振込

FAX送信 令和6年 月 日

(FAX番号 0234-22-1316) 一般社団法人酒田労働基準協会 行